

概 要

(平成30年4月1日現在)

1 設 立

昭和55年6月 設立認可 設立者 古岡 秀人 (学習研究社 創業者)

基本財産 10億円 → 平成30年3月 69億2千万円

総資産 133億4千万円

所轄官庁：内閣府 平成23年11月1日 公益財団法人として設立登記

2 現 況 (平成30年4月現在)

奨学生 累計 8,266名

高校在学学生 1年 329名 2年 316名 3年 316名 計 961名

3 設立の目的

1. 母子家庭の子女で経済的事由により、高等学校での修業が困難な者
2. 向上心をもって勉学に勤しもうとする志操堅固な者に対し、在学中の学費の一部を給与し、国家社会に貢献し得る人材の育成に寄与

4 奨学生の決定

全国都道府県中学校長会等の推薦を受け、当奨学会において選考の上、高校入試合格を確認して決定

5 奨学金給与 (平成31年度4月度より、学年別給与額)

(40期生) 1年生 19.2万円 (1万6千円×12ヶ月) + 5万円 (入学祝い金) = **24.2万円**

(39期生) 2年生 18万円 (1万5千円×12ヶ月) + 5万円 (修学旅行補助金) = **23万円**

(38期生) 3年生 18万円 (1万5千円×12ヶ月) + 5万円 (卒業祝い金) = **23万円**

全額無償給与

6 その他の事業

- | | | |
|------------------------------|-------------|-------------|
| 1. 入学激励会兼説明会実施 | (3～4月中旬) | 新1年生対象 |
| 2. 卒業激励会実施 | (1～3月) | 卒業生を対象 |
| 3. クリスマスカード送呈 | (12月) | 在学学生・卒業生対象 |
| 4. 卒業記念文集「奨学」製作 | (1月) | 卒業生を対象 |
| 5. 機関紙「奨学ライフ」製作 | (2月・6月・10月) | 在学学生・卒業生対象 |
| 6. 教育相談の実施 | (随時) | 在学学生対象 |
| 7. 海外短期留学 | (8月) | 新2年生対象 (選考) |
| 8. 国内英語研修と海外異文化体験研修 (東京都英語村) | (3月末～4月初) | 新2年生対象 (選考) |

古岡奨学生のきまり (奨学生用)

奨学金の受け取り方や、奨学生として守っていただくことは、次のとおりです。高等学校に在学する3年間、このことがらを守り実行して、充実した高校生活をお過ごしください。この「きまり」は、3年間保存しておいてください。

1 奨学金の金額 (平成31年度4月度より、学年別給与額)

(40期生) 第一学年は年間24.2万円、(39期生) 第二学年は年間23万円、
(38期生) 第三学年は年間23万円 (すべて返済する必要はありません。)

2 奨学生の期間

高等学校に在学する3年間です。(高等専門学校生は、在学当初の3年間の支給になります。)

3 奨学金の受け取り方法

毎年5月・9月・1月の3回、4か月分をゆうちょ銀行の総合口座へ振り込み送金いたします。この口座は、あなたの保護者、またはあなたの名義の口座に限ります。

上記のほか、31年度入学の40期生は、第一学年の4月に「入学祝い金5万円」、第二学年の5月に「修学旅行補助金5万円」、第三学年の3月に「卒業祝い金5万円」を給与します。(事前に封書で連絡します。)

尚、①海外短期留学制度選抜者には、その費用を支援します。

②国内英語研修と海外異文化体験研修選抜者には、その費用を支援します。

4 領収書の提出

振り込み送金の奨学金受領を確認したら、直ちに領収書(領収ハガキ)を送ってください。領収書が着かないと次回の送金が出来なくなります。

5 守っていただくこと

- (1) 常に向上心をもって励み、他に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 1年・2年の学年末に、学校が発行する成績証明書を連絡所(顧問の先生)に提出すること。
(成績通知表と間違えないこと)
- (3) 1年・2年の学年末に、年間を振り返った作文の提出を義務づけます。
- (4) 3年生は、卒業文集「奨学」に投稿を義務づけます。
- (5) 自分の都合で退学・休学・長期欠席・転校・留学する時は、事前に連絡所(顧問の先生)に相談すること。
- (6) つぎのことが起きたときは速やかに連絡所(顧問の先生)に連絡すること。
 - ア・転校・退学・休学・停学・留置になった時。
 - イ・病気・けがで長期欠席する時。
 - ウ・奨学金を必要としなくなった時(保護者の再婚も含まれます)。
 - エ・転居・住居表示・電話番号・保護者連絡先等に変更があった時。
 - オ・校長先生・担任の先生が替わられた時。

6 個人情報について

当財団は、個人情報に関する法令の遵守とプライバシーの尊重に配慮しています。

奨学生の皆様には、機関紙(奨学ライフ)を発行しています。その記事として学年末に1・2年生の皆さんが提出する作文や事務局あてに頂きます年賀状、会合などでの写真やその他をその機関紙に掲載する場合があります。ご了解下さい。

(これら機関紙や文集は、国立国会図書館に供すること〔国立国会図書館法25条に基づく〕があります。併せてご了解下さい。)

公益財団法人 古岡奨学会設立 趣意書

設立者 古岡 秀人

(株)学習研究社社長・設立時

回想すれば、私が五歳の時に、筑豊炭田ちくほうたん でんの坑内事故こうないじこで、父を一瞬のうちに失い、母は貧苦ひんくの生活なに耐え乍ら、私ども兄妹を育ててくれました。幸に、学費がが官費支給かんびであった師範学校しはんに入学する機縁きえんを得て、大過なく今日に至ることができました。

高等学校を卒業していれば、今日の社会構造の中において、その人なりの才能と努力をもってすれば、充分こに伍していけることは、既に産業界や文化面などの諸分野わたに亘って、多くの人材が活躍していることで立証されます。また、大学進学への途を志ざせば、資格において、それも可能であり、大学に入学すれば、多くの育英会きやうじゆの援助を享受することもできるでしょう。

現在の社会にあつては、最低高校卒業までは、親の子に対する責任と自覚わし、吾が子への愛情が高校進学率を高めているとも言えましょう。

高校卒業が、人生の初期の段階でのパスポートであり、進学率が高まれば高まるほど、生徒の家庭の事情が多様化することは否めません。殊ことに一家の大黒柱である父を、不時の交通事故とか病死などで失い、又は、やむなき事情のため離婚せざるを得なくなった母親など、不幸に直面しながらも生活を支え、子女の教育に献身しなければならぬ家庭も、世の中には非常に多いと仄聞しています。

こういう家庭環境にあつて、母親が生活苦と闘いながら、せめて吾(わ)が子の高校卒業を心から念願し、その子もまた母親の労苦に報いるべく、向上心を持って勉学いそに勤しもうとする方々に対し、私は私のできる可能な範囲で、なんらかの尽力をすることができないだろうか考えた次第であります。

ここに微財びざいを基金として、公益法人古岡奨学会を設立し、本事業を通じて、いささかなりとも国家社会に貢献する人材の育成に寄与しようとするものであります。

以上

(設立許可 昭和55年6月4日)